

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：建設部住宅局住宅課（電話011-231-4111（内線29-507））

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	住宅地区改良法	9-4	違反建築物除却、現状回復命令等	未設定 ハ	
2	住宅地区改良法	11-2	不良住宅を除却するための明渡し命令	未設定 ハ	
3	住宅地区改良法	13-2	土地の整備のための不良住宅以外の建築物、工作物等の移転の命令等	未設定 ハ	
4	住宅地区改良法	33-1	是正の要求	未設定 ハ	
5	地方住宅供給公社法	16-1、16-2	役員解任	未設定 イ	
6	高齢者の居住の安定確保に関する法律	68	認可事業者に対する改善命令	設定	
7	高齢者の居住の安定確保に関する法律	69-1	事業の認可に対する取り消し	設定	
8	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	10	特定優良賃貸住宅の建設及び管理に係る改善命令	設定	
9	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	11-1	供給計画の認定の取り消し	設定	
10	北海道営住宅条例	45	社会福祉法人等への使用許可の取り消し	設定	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	住宅地区改良法
根拠条項	第9条第4項
処分の概要	違反建築物除却、原状回復命令等
法令の定め	第9条第4項 都道府県知事は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期間を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。
処分基準	未設定（あらかじめ具体的な基準を定める事が困難なため）
処分担当課	各市町村関係部局
問い合わせ先	同上
備考	市町村に権限移譲 (公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	住宅地区改良法
根拠条項	第11条第2項
処分の概要	不良住宅を除却するための明渡し命令
法令の定め	第11条第2項 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅の占有者で当該不良住宅に関し対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、これを明け渡すべきことを命ずることができる。
処分基準	未設定（あらかじめ具体的な基準を定める事が困難なため）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	住宅地区改良法
根拠条項	第13条第2項
処分の概要	土地の整備のための不良住宅以外の建築物、工作物等の移転の命令等
法令の定め	第13条第2項 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅以外の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。
処分基準	未設定（あらかじめ具体的な基準を定める事が困難なため）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	住宅地区改良法
根拠条項	第33条第1項
処分の概要	是正の要求
法令の定め	第33条第1項 国土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村長又は施行者に対して、これらの者が行なう処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく国土交通大臣の処分に違反していると認められる場合においては、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
処分基準	未設定（あらかじめ具体的な基準を定める事が困難なため）
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	地方住宅供給公社法
根拠条項	第16条第1項・第2項
処分の概要	役員解任
法令の定め	<p>(役員欠格事項)</p> <p>第15条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて地方公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）2. 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） <p>(役員解任)</p> <p>第16条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認められるときは、その役員を解任することができる。1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。2. 職務上の義務違反があるとき。
処分基準	法令の定めに包含されており、より具体的には発生事例に応じて適宜対応することとしている。
処分担当課	建設部住宅局住宅課公社班（電話番号：011-231-4111 内線29-537）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	・高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	・法68条
処分の概要	認可事業者に対する改善命令
法令の定め	・法第68条 都道府県知事は、認可事業者が第54条各号に掲げる基準に適合して認可住宅の管理を行っていないと認めるときは、当該認可事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分基準 ・終身建物賃貸借の認可住宅の管理がその認定基準に従って行われていないと認められる場合。 運用通達 ・国土交通省国住備発第102号（平成13年8月6日住宅局長通達）記-第3-4 ※運用実績なし。
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	・高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	・法第69条第1項
処分の概要	事業の認可の取り消し
法令の定め	・法第69条第1項 都道府県知事等は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認可を取り消すことができる。 1 第67条第2項の規定に違反したとき。 2 前条の規定による命令に違反したとき。 3 不正な手段により計画の認定を受けたとき。
処分基準	処分基準 ・認定事業者が、法第67条第2項(地位の承継の届け出)、第68条(改善命令)及び不正な手段で計画認定を受けたとき。 運用通達 ・国土交通省国住備発第102号(平成13年8月6日住宅局長通達)記-第3-4 ※運用実績なし。
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ (電話番号:011-231-4111 内線29-516)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
根拠条項	・法第10条
処分の概要	・特定優良賃貸住宅の建設及び管理に係る改善命令
法令の定め	・法第10条 都道府県知事は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分基準 ・認定を受けた供給計画に沿った特定優良賃貸住宅の建設及び管理が行われていないと認められる場合。 運用通達 ・建設省住管発第4号、建設省住建発第110号（平成5年7月30日建設省住宅局長 通達）記-4-(1),(3) ※運用実績なし。
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
根拠条項	・法第11条第1項
処分の概要	・供給計画の認定の取り消し
法令の定め	・法第11条第1項 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。
処分基準	処分基準 ・認定事業者が法第10条の規定による処分（改善命令）に違反した場合。 運用通達 ・建設省住管発第4号、建設省住建発第110号（平成5年7月30日建設省住宅局長通達）記-4-(4) ※運用実績なし。
処分担当課	建設部住宅局住宅課計画指導グループ（電話番号：011-231-4111 内線29-516）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道営住宅条例
根拠条項	第45条
処分の概要	社会福祉法人等への使用許可の取消し
法令の定め	・知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、道公営住宅の使用許可を取り消すことができる。
処分基準	一 許可法人等が使用許可の条件に違反したとき。 二 道公営住宅建替事業の施行に伴い道公営住宅を除却するとき。 三 道公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。
処分担当課	各総合振興局及び振興局建設指導課
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/tetuduki.htm)